

原著

不登校とガバナンス（1） ～身体のエビデンス論～

桐村 豪文¹⁾

School refusal and governance

Evidence theory based on the body

Takafumi KIRIMURA¹⁾

要旨

平成 28 年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」では、その審議の過程で保守／リベラルの揺らぎがあった。本稿では、その揺らぎの背後に「学校に行く」ということの自明性がいま問い直される事態を見、本稿では、その自明性の危機の中にあって、教育行政が果たすべき役割を、正義の観点から考え直し、そのうえで、その一翼を担うべき適応指導教室の実態と課題を明らかにする、その一歩として本研究がとるアプローチを明らかにした。

キーワード：不登校、ケイパビリティ、身体、ネットワーク

SUMMARY

In the law concerning the securing of opportunities for education equivalent to ordinary education at the stage of compulsory education (Educational opportunity securing law), established in Heisei 28, there was fluctuation of conservatism / liberalism during the deliberation process. In this article, we see a situation where the obviousness of “going to school” behind that fluctuation is questioned, and the roles that educational administration should fulfill in that situation are considered from the perspective of justice. In addition, I revealed the approach taken by this research as a step to clarify the actual situation and problems of the specially designated guidance classroom that should be a part of roles.

1) 教育学部こども教育学科

Key words: School refusal, Capability, Body, Network

課題意識

表1のとおり、不登校児童生徒を支援する施策は展開してきた。その中で、適応指導教室（教育支援センター）に求められる役割は、ずっと一定ではなかった。とりわけ、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」をめぐる審議の過程で、適応指導教室は「不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていく」¹⁾ことが求められるようになった。

適応指導教室とは、文部科学省によれば「不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。」²⁾と定義され、「学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする」³⁾とされている。

問題の背景として踏まえておくべきは、教育機会確保法をめぐる審議過程において、それまでフリースクールが果たすと期待されていた主役の座を、突如として適応指導教室に挿げ替えたということである。そこで保守傾向の政治力学が作用したかどうかについては推測の域を出ないが、しかし目下に残された事実は、当初保護者が提出する個別学習計画を教育委員会が認めることで、“公”に属さないフリースクールなどに通っても「普通教育を受けさせる義務」（憲法26条）を果たしたとみなすというリベラルな考えは姿を消し、すでに“公”に属する適応

指導教室に一手に様々な役割が付与されるようになったということである。

ここで考えたいのは、この政策の揺らぎの背後に何を見るべきかということである。今しがた述べたように、保守／リベラルの思想の差異は、政策に揺らぎを与えた重大な要因の一つであろう。しかしこの一連の揺らぎをその二項対立にすべて還元してよいだろうか。たしかに加藤が「不登校による社会的な不利益を強調し、学校の重要性を主張すると、既存の学校中心の社会形成を擁護する保守主義的な議論に取り込まれる」⁴⁾と述べるように、不登校という問題は、その受け取る者の思想性をより分かりやすく表す指標の一つかもしれない。

しかし本稿で見たいのはそのさらに根底にある事態である。つまり、そもそも不登校という現象が政策に揺らぎを与えるのは、「学校に行く」ということの自明性がいま問い直される事態に陥っているからである。不登校という現象は、「学校に行く」というこれまで保持されてきたある一定の秩序にとって明らかに“外部”にありながら、（特に義務教育段階においては）その“内部”に属する資格を要求するものである。だからこそ「学校に行く」というその姿形は、もはや自明の理ではなく、要求に応じて変容することが求められる（求められてきた）のである。

本研究が追求したいのは、その自明性の危機の中にあって、教育行政が果たすべき役割を、正義の観点から考え直し、そのうえで、その一翼を担うべき適応指導教室の実態と課題を明らかにすることである。本稿では、その一歩として本研究がとるアプローチを明らかにする。

表1 不登校児童生徒を支援する施策の変遷

昭和 63 年	いじめ、登校拒否問題の深刻な中学校に教員の加配措置を講ずる
平成元年 7 月	学校不適応対策調査研究協力者会議 発足 ○登校拒否、高校中退問題について検討 (学校不適応対策推進事業を開始(協力者会議、学校不適応対策全国連絡協議会、地域ぐるみの対策事業「総合推進事業」))
平成 2 年	学校不適応対策調査研究協力者会議「登校拒否問題について」中間まとめを公表
平成 2 年	登校拒否児の適応指導教室事業を開始
平成 4 年 3 月 13 日	学校不適応対策調査研究協力者会議 報告 「登校拒否(不登校)問題についてー児童生徒の「心の居場所」づくりを目指してー」 ○登校拒否のタイプ(態様)を「学校生活に起因する型」、「あそび・非行型」、「無気力型」、「不安など情緒的混乱の型」、「複合型」、「意図的な拒否の型」、「その他」に区分 ○登校拒否はどの子どもにも起こりうるものである、という観点に立って登校拒否を捉えていくことが必要であるということである。すなわち現在元気に通学している児童生徒も様々な要因が作用して登校拒否に陥る可能性をもっているという認識を持つことが登校拒否の予防的観点から特に必要になってくる。
平成 4 年 9 月 24 日	文部省通知「登校拒否問題への対応について」 ○「心の居場所」としての役割 ○適応指導教室の設置の推進 ○義務教育諸学校の登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の扱い
平成 5 年 3 月 19 日	文部省通知「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」
平成 8 年 7 月	中央教育審議会第一次答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 ○いじめ・登校拒否の問題の背景及び家庭・学校・地域社会の役割と連携について提言
平成 7 年 4 月 ～平成 13 年 3 月	スクールカウンセラー活用調査研究事業
平成 9 年 3 月	学校教育法施行規則一部改正 ○中学校卒業程度認定試験における受験資格の拡大
平成 9 年 11 月	文部省通知「高等学校の入学選抜の改善について」 ○不登校生徒について、調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、適切な評価に配慮
平成 11 年	不登校児童生徒の適応指導総合調査研究委託：スクーリング・サポート・プログラム(SSP) 開始 ○不登校問題に対応するため、適応指導教室等における継続的、また多様な体験活動を通じた適応指導による学校復帰のための支援方策に係る調査・研究を実施
平成 12 年 4 月	生徒指導総合連携推進事業開始 ○不登校児童生徒に対する有効な指導の在り方についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組 など
平成 13 年 4 月～	スクールカウンセラー活用事業補助
平成 13 年 9 月 12 日	文部科学省報告「不登校に関する実態調査」(平成五年度不登校生徒追跡調査報告書)
平成 14 年 9 月	不登校問題に関する調査研究協力者会議 発足
平成 15 年 3 月	不登校問題に関する調査研究協力者会議 報告 「今後の不登校への対応の在り方について」
平成 15 年 5 月 16 日	文部科学省通知「今後の不登校の対応の在り方について」 ○校内の指導体制及び教職員等の役割(指導体制の充実、スクールカウンセラー等との連携協力等) ○教育支援センター(適応指導教室)の整備充実やそのための指針作り「教育支援センター整備指針(試案)」 ○民間施設(フリースクール)等との連携協力のための情報収集・提供等「民間施設についてのガイドライン(試案)」

平成 15 年 7 月 22 日	文部科学省通知「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について」
平成 17 年 7 月 6 日	文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部改正について」 ○構造改革特区における特例措置「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」を学校教育法施行規則の一部改正により全国化
平成 17 年 7 月 6 日	文部科学省通知「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」 ○構造改革特区における特例措置「IT 等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」を通知により全国化
平成 17 年 10 月 26 日	中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」 「フリースクールなど学校外の教育施設での学修を就学義務の履行とみなすことのできる仕組み等について検討することも求められる」
平成 21 年 3 月 12 日	文部科学省通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」 ○指導要録上の出欠扱い、通学定期乗車券制度（学割）の適用
平成 26 年 7 月 3 日	教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」 ○国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。
平成 26 年 7 月 9 日	文部科学省報告「不登校に関する実態調査」平成十八年度不登校生徒追跡調査報告書
平成 27 年 1 月 27 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	不登校に関する調査研究協力者会議 発足
平成 27 年 1 月 27 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	フリースクール等に関する検討会議 発足
平成 27 年 8 月 26 日	文部科学省調査「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」結果
平成 27 年 9 月 7 日	不登校に関する調査研究協力者会議「不登校児童生徒への支援に関する中間報告」
平成 28 年 5 月 10 日	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」次期国会での継続審議に（2016 年 5 月 18 日）
平成 28 年 5 月 20 日	教育再生実行会議提言「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）」 ○教育支援センターの整備や多様な場での学びの支援
平成 28 年 6 月 10 日	文部科学省調査「フリースクール等との連携に関する実態調査について」
平成 28 年 7 月 29 日	不登校に関する調査研究協力者会議 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」
平成 28 年 9 月 14 日	文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」 ○学校教育の一層の充実を図る ○教育支援センターや不登校特例校、ICT を活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受入れなど、様々な関係機関等を活用。フリースクールなどの民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい。 ○教育支援センターを中核とした体制整備
平成 28 年 12 月 7 日	「義務教育の段階における普通教育の確保に関する法律」公布（成立は 12 月 7 日） 夜間中学に関する部分は即日施行、それ以外は 2 か月後に施行
平成 28 年 12 月 22 日	文部科学省通知「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」
平成 29 年 2 月 13 日	フリースクール等に関する検討会議 報告 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」
平成 29 年 3 月 28 日	文部科学省通知「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」
平成 29 年 3 月 31 日	文部科学省 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

（参考）江澤和雄「不登校の問題から見た義務教育の当面する課題」『レファレンス』No. 666、2006 年；第 33 回教育再生実行会議配布資料「不登校等の子供への教育について」（平成 27 年 12 月 21 日）を参考に筆者作成

正義論のアプローチ

公正な社会の実現に向けて、いかに語り、実践することが正しいのかという問いは常に付きまとう実に難しい問題である。不登校児童生徒0人を目指すことが果たして「正しい」のか、あるいは不登校児童生徒に対して「そのままが良い」と語りかけることが「正しい」のか。問うべきは、そこで暗黙裡に立脚する正義論である。これを一度相対化することで、目指すべきところをより鮮明に画定することができる。

アマルティア・センは、自らの正義論のアプローチを従来のそれとの間で相対化するため、様々な点でその違いを明らかにしている。センによると、ルールズをはじめとする従来の正義論では、それがもつ2つの特徴、先験主義（「何が完全に平等な制度か」といった問いのもと「完全なる正義」を追究する）と契約重視（完全に公正な社会的取り決めを示すことに集中し、「公正な制度」を特徴付けることが、正義論の主要な課題だと捉える）という点において限界を孕んでいるという。「先験的制度尊重主義」と呼称されるこのアプローチでは、兎も角も制度（不偏中立に選択される完璧な制度）が追究される。しかしながら、たとえ全員一致の合意によって選択された制度であっても、そのもとで人々がどのように行動し、どのように制度が機能するかは可変的である。制度と行動は共依存の関係にあるのだから、「一般に、制度は、当該社会の性質と一致しているだけでなく、正義の政治的構想がすべての人々によって受け入れられたとしても、実際の行動パターンと共依存的に選択されなければならない」⁵⁾。

こうした批判を一通り述べたうえでセンは、従来のものとは異なる正義論のアプローチを提示する。それは、比較主義（明らかな不正義を取り除くという観点から、正義と不正義の間の相対的な比較を行う）と実現重視（社会が実際に実現したことに焦点を合わせる）という特徴をもったアプローチである。つまり「完全なる正義」を追究するのではなく「どうすれば正義は促進されるか」といった問いのもと、

地に足着けた「比較」というルートを辿って、制度や規則のみならず実際に人々に起こることに目を向けるのである。

このアプローチの転換は、目指すべきところ（「完全なる正義」から「正義の促進」へ）とそこに辿り着くための方法（「全員一致の合意」から「正義と不正義の比較」へ）を変更したということに留まらず、その他さまざまな面で重大な転換を見ることができる。

一つは、その議論が暗に立脚する立場である。従来のアプローチでは、誰もが受け入れる（受け入れざるを得ない）完璧な正義の原理を導こうとすることから、導かれる正義の原理は必ず「超越者」の位格に立つ。「『正義』とは、すべての文化や宗教や人々の善の構想がその下に服すべき超越者なのである。『神』と言ってもいい」⁶⁾位格に自らを暗黙裡に設定してしまうのである。これに対してセンのアプローチでは、アダム・スミスに倣い「公平な観察者」という工夫を施すことで、この問題を乗り越える。すなわち、①先験的な解を導こうとするのではなく相対的な評価を行う、②制度（契約）に訴えるだけでなく社会的達成も考慮する、③不完全性を自覚しながらも、社会正義に関する指針を与える、④構成員を超えた人々の声に配慮する、といったアプローチをとることで「公平な観察者」という役割に徹することができるのである。

また一つは、正義の追求に参加できる者の範囲である。ルールズをはじめ従来の正義論では、制度を重視するため国家の枠組みを前提とし、ゆえに正義の追求における参加者を「国民」に限定する。そのため、国家の枠組みを超えてグローバルな課題が生じた場合、世界政府（グローバルな社会契約）を新たに樹立する必要性に迫られるのだがその実現の可能性は非常に疑わしいため、ここに従来の正義論は限界を孕んでいる。一方、センのアプローチでは、先述の通りアダム・スミスに倣い、「構成員を超えた人々の声に配慮する」ことから、「外」に対して開放的で対話的な「内／外」の関係が結ばれる。「内」としての安定性は保持されようとするが、し

かし「外」に対する応答責任性を常に負い、したがって「内／外」の関係は遍く敷かれ、どこを切っても同様の「内／外」の関係を見ることができる。このフラクタルの構造が、センのアプローチの民主的な特徴である。よってこの特徴から、センのアプローチでは、正義の追求に参加できる者をあらかじめ限定することはない。

また先述の通りセンのアプローチでは、「実現」を重視することから制度のみならず結果にも注目する^{注1)}。ただしここでいう結果とは、功利主義や厚生主義にみられるように、過程から切り離された「最終的結果」だけをいうものではなく、行われた行動や、関係する行為主体や、用いられた過程などを含む「包括的な結果」に特別な注意を払うものである。そしてそれは、人々の暮らしや自由によって定義される。

センのアプローチでは、社会的な達成を、人々の効用や幸福によってではなく、人々が実際に持っているケイパビリティによって評価する。暮らしの手段（所得や富、権力や特権など）ではなく、暮らしの実際のお機（たとえ手段を持っていたとしても、年齢や性別、障害といった個人的要因、気象条件や洪水といった環境的要因、公衆衛生や公教育制度、地域の犯罪といった社会環境的要因、コミュニティによる文化的要因といったことから手段を行使するに至らないことがありうるから）に焦点を移すのである。ケイパビリティ・アプローチの焦点は、最終的に実際に行ったことだけにあるのではなく、実際に行うことのできる（実際にその機会を利用するしないにかかわらず）にある。人がどういふ結果に至ったかというだけでなく、「どのようにして最終的な状況に到達したのかを考慮することで、機会をもっと幅広く定義することができる」⁷⁾のである。

では、こうしたアプローチをもとに、実際に不登校をめぐる政策のデザインを考えたいのだが、センが言うには「ケイパビリティ・アプローチは、（中略）比較するための情報的焦点を示しているのであって、それ自身では、その情報をどのように使うのかということについて特定の方法を提案しているわ

けではない」⁸⁾として、「どのように社会を組織するかという特定の『デザイン』ではなく、機会によって判断する一般的なアプローチである」⁹⁾と限定が加えられている。つまりこのアプローチは視点を与えるものであって、その実用性まで保証するものではないということである。

そこで次節では、「ケイパビリティ」という考え方を別の角度から再定義し、このアプローチに実用性を持たせたいと思う。

「身体」と「世界」

ケイパビリティは人々の暮らしや自由によって定義される。そこでまず考えるべきは人々が生きる「世界」、そしてそれを生きる「生」である。

ハイデガーによれば、道具は「…のために」という形で相互に指示し合い、一つの連関（意味ネットワーク）を形成している。金槌は釘を打つために、釘は板を留めるために、といった具合に。

ただしその連関は、「私」と切り離されて物体間に結ばれるのではなく、「私」に対して求心的に現れるものである。その点で「私」は世界形成的に存在する。「私」の生きる世界は、「私」がつくる意味の網目によって構成されており、「私」はそのような意味的で機能的な空間を生きているのである。

ではその「私」自身はどのような「生」を生きているのだろうか。桐村によると、「私」は「企投」と「被投」という2つの契機をもった「身体」を生きているという（図1参照）¹⁰⁾。「身体」には、「…しうる」という企投性^{注2)}をもった「身体₁」、「…した」という被投性をもった「身体₂」、そしてその両者を包含する「地平」としての「身体₀」がある。「身体₀」「身体₁」「身体₂」はいずれも実体的な肉体をいうものではなく、機能として捉えられるものである。我々は、「歩きうる／歩いた」「話しうる／話した」「投げうる／投げた」と数多の「身体」（図1のPでセンのいう「ケイパビリティ」）を生きている。そしていずれの「身体」も環境（図1のCでセンのいう「手段」）とのやり取りによって、そ

の発現が可能となったり、不可能に終わったりする。

先の道具連関性は、この「身体」のレベルにおける前言語的なやり取りをいうものである。あるモノ（環境）は「身体」の発現に対して「道具」として親和性をもち、また別のものは「身体」の発現を遮ることから、それぞれ正と負の有意味性をもつのである。

「身体」がやり取りをするのは環境との間だけではない。「身体」の内においてもやり取りが為される。企投性をもった「身体₁」は、発現の成功と同時に「身体₂」として「身体」の歴史の一部として蓄積される（図1参照）。他方、発現の失敗は、「身体₁」に即時の消滅を迫るか、今後の安定性は保証されない可能性が示唆される。「身体」は自らに歴史の痕跡を残し、その上に次の「身体」が仕事をする。

「身体」は生成と衰退の連続であり、その動的過程の中で自らの輪郭を定かにしながら安定性を保持し続けようとする。「身体」は、図1にあるように、「身体₁」が環境とのやり取りの結果、またこれまでの「身体」の記憶である「身体₂」とのやり取りの結果、今回も発現を得たならば「身体₂」は肥大化し、輪郭をより定かにする（神経回路において、最初は大雑把に張り巡らされたものが、学習する過程で特定の回路が強化されていくように）。この肥大化が継続する限り、この「身体₁」は「身体₀」の中で安定性を保持できるのである。

ネットワークとしての「身体」

先述の通り「身体」は、その内に数多の「身体」を含んでいる。それは、あらかじめ決まった選択肢がいくつか鎮座しているのではない。その時々には沸々と湧き出うるもの（輪郭がまだ定かでない「身体」）であり、中には安定した地位を得たもの（輪郭がはっきりした「身体」）があるとしても、未来永劫その地位を保証されているわけではなく、環境とのやり取りの過程で常に否定の契機に晒される流動性の中に置かれている。「身体」とは、その生成、存続、衰退、消滅に至るまで、常に動的なものである。

そうした数多ありうる「身体」であるが、それらはすべて「身体₀」という大地のうえで一定のまとまり、全体性をもって存在する。つまり、それぞれが互いに切り離されて存在するのではなく、互いに意味的な繋がりを緩やかに保ちながら、全体としての安定性、秩序を維持するのである。なおこれは、クワインが提唱する「全体論」に倣う考え方である。

クワインは「経験主義の二つのドグマ」という有名な論文において「還元主義」という、それまで自明視されてきた考えの基本を完膚なきまでに解体した。そしてその代わりに「全体論 (holism)」という新奇な考え方を導入したのである。

「還元主義」とは、ある言明の真偽を判断するためには、言明を、感覚的経験を指示する名辞から構成される命題（プロコトル命題）に還元し、それが

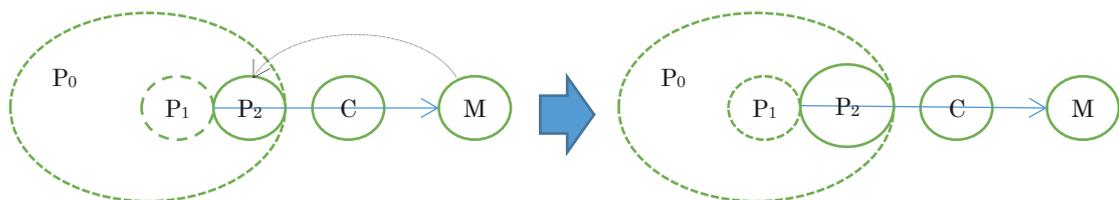


図1 身体の動的過程 (P0 : 「身体0」、P1 : 「身体1」、P2 : 「身体2」、C : 「環境」)

個々に感覚的経験の裁き（検証または反証）に晒される必要があるとする考えである¹¹⁾。クワインは、これを否定し、感覚的経験の裁きに晒されるのは個々の言明ではなく、相互に関連し合いネットワークを構成する言明の体系全体（知のネットワーク）であると主張した。

我々の知（知識）は、それぞれ独立して存在しているのではなく、相互に関連し合い、一つのネットワークを構成する。そして言明の前に「反証例」が現れた場合、それが立ち向かうは個々の言明ではなく、ネットワーク全体ということになる。

なおここでいう知のネットワークとは、知をただ配置してその間を線で結んだだけのものではない。それは「力の場」としての性格をもつ。知は、それぞれネットワークの中にある位置を占め、そしてネットワークの内部には「中心 - 周縁」という位置の差異が存在する。「力の場」は、「中心 - 周縁」というトポロジカルな空間として表されるのである。

知のネットワークがもつこうした特徴は、反証例の出現がもたらすその後の展開からも推察できる。

先述の通り反証例は言明の体系全体（知のネットワーク）を相手にその修正を迫る。これは言い換えれば、改訂の可能性に晒されるのは、特定の言明だけに限らず、ネットワークを構成するいかなる知識や信念も等しく改訂の可能性に晒されるということである。そうなるとネットワークは、自らの内部に再調整（アドホックな仮説を付け加えるなど）を施すことによって、その言明を棄て去ることなく、なおもネットワークの内的秩序、「力の場の均衡」を保つことができるのである。

これは、クーンの描いた科学の発展過程にも見られる事態である^{注3)}。つまり、たとえ変則事例が発見されても、それによって即座にパラダイムは信頼を失ったり放棄されるわけではなく、たいていの場合、パラダイム自身の微調整によって問題は解決されるのである。このように、反証例に対してネットワークは、ネットワーク内部に再調整を施すことによって、内的秩序を保つことができる。

こうして、反証例の出現に対して、ネットワーク内部では原理上、どの部品も等しく交換や修繕の可能性に晒されるのだが、しかしたいていの場合は、周縁部に近いところが再調整のための改訂を受ける。つまり、「中心」にあるもの（分配律や排中律といった“自明”すぎるもの）ほど、経験のテストに晒されても改訂を受けにくい。いやむしろ、「ネットワークの中心 - 周縁構造は、反例的経験をきっかけとして体系全体の再調整が行われる際に『改訂を受けやすい (vulnerable)』か否かというプラグマティックな規準によって形づくられるものであ」¹²⁾る。

以上から、ネットワーク性をもち「中心 - 周縁」というトポロジカルな構造をもった知の様相と、その保守的な姿—「全体系をできるだけ乱すまいとするわれわれの本来の性向」¹³⁾—が明らかになったと思う。

クワインの全体論は我々に新奇で実に刺激的な視点を与えてくれる。しかしながらその視点はあまりに整然とした言語空間（体系性のある言明の集合）に限定されている。その空間は我々が生きる「世界」の特殊な一形態であり、そしてその空間が構成される始原に目を向ければ、おのずと「身体」の中に知を見ることができるのである。

知とは信念である。たとえ疑いようなない知であっても、先述の通り常に改定の可能性に晒されており、その意味において知はいかなるものも「信念」に留まる。したがって知は実体として存在するようなものではなく、「私」が「世界」を生き、「世界」とやり取りをする過程で構成されるものなのである。そうなれば、知は先の「身体」の議論に吸収される。知は、「…と言いうる」「…と考えうる」と表され、その指示する内容だけを切り離すことはできない。たとえ信念として（「歩く」「食べる」のように）視覚的に捉えられるものでないとしても、それは「身体」の一種なのである。

これは決して突飛な思考ではなく、「知識は文化や歴史、集団によって規定されている」という知識社会学でいわれる指摘とも整合するものである。つ

まり知とは、他の「身体」を基礎づけたり、あるいは他よりも超越した位格を有するものでもなく、同様に配置される「身体」の中の一つに過ぎないということである。そして「身体」は常に、我々の「身体」の歴史の上に存立しうる。知もまたそうなのである。「私」は、我々が生きる過程で遺してきた数多の「身体」—「社会的身体」—の痕跡の上に「身体」を生き、また新たな痕跡を遺すのである。張り巡らされた「身体」の大地（ネットワーク）の上に、あらゆる「身体」は生きることを許されるのである。

こうして「身体」は、ネットワーク性を有していることと併せて、「私」を超えて「我々」という次元にまで至りうることが示された。それは、匿名の「身体」であり、その本来の所有者を問うことを無意味化するものである。そしてそうした「身体」（社会的身体）はしばしば規範性を帯びている。フーコーの「言語（言説）」の理論は、言語行為に限ってその特性を説明するものである。

フーコーは、言語（言説）は次の三つの要素の基層をなしているという。それは、「理解の領域」、「規範の編成」、「自己との関係」である。すなわち、科学、宗教、経済といったある知の領域において、期待される目的（真理、救済、利益）が与えられ、そのもとに為しうることを為し、あるものは許され、あるものは否定される¹⁴⁾。この実践の再帰的な繰り返しが「言語（言説）」を形成し、またその中で実践が生み出されるのである。

約言すれば、「言語（言説）」をはじめ規範性を伴う「身体」は、『「私」は…するために…しうる』という仮言命法の形で表され、この形をとるために規範性の様相を帯びる。つまり、「…しうる (can)」という企投的「身体」は、「…するために」と場の限定を与えられることで「…してよい (can)」という規範性をもつのである（例えば「松屋」という空間では、本来数多の「身体」がありうるのだが、「牛丼を食べるには」という目的が与えられると、その中で「食券を購入する」という「身体」が選ばれ、規範性をもつようになる）。

「エージェント」と「社会的身体」

先に「社会的身体」の存在が示された。その理解をさらに深めたいと思う。

「社会的身体」の存在は、「身体」は必ずしも「私」に占有されないということを含意する。「社会的身体」は、匿名性を有した「身体」であり、規範が保たれる限り、誰がその「身体」を演じようが問題はない。その「身体」を演じる「エージェント」は、一時的にその役を担うにすぎず、その人個人の固有性はそこには存在しない。つまり「社会的身体」において「私」は存在せず、ただ「身体」を生きるだけである。

もちろん「私」は、新たな「身体」を生み出すことは可能であり、また「社会的身体」に対して新たに痕跡を遺し、改訂の必要性を迫ることも可能である。その意味において「私」は「社会的身体」において脱主体化されてはおらず、いまだ「私」としての主体性を保持する。しかしながらこれまで「我々」が築いてきた「社会的身体」の圧倒的大きさを前に「私」は、「私」ではなく「身体」を演じることの方がはるかに多いのである。

ここで切り分けなければならないのは、エージェントがもつ固有の「身体」と、「我々」が築いてきた「社会的身体」である。前者は後者に対して圧倒的に小さいが、しかしそのエージェントがもつリソース（資源）によって、その「身体」の大きさと内容は変わる。例えば「国家」なるエージェントは、莫大なりリソースを駆使し、多岐にわたる「身体」を為すことができる。桐村はその包括的結果を有向ネットワーク¹⁵⁾として描いている¹⁶⁾。

エージェントがもつ固有の「身体」は、もはや「誰が」と問うことを無意味とする「社会的身体」に対して、完全に従う必然性はない。また一致する必然性もない。もし「社会的身体」に抗い、主体性の復権を願うとしても、人一人の固有な「身体」が「社会的身体」に抗い及ぼしうる影響は実に限られている。が、もしエージェント間のソーシャルネットワークが「身体」の同期を生み、一つの巨大な「身

体」を生むことに成功すれば、「社会的身体」に改訂を深刻に迫ることができるかもしれない（昨今のSNSを介したデマの拡散などは、まさに同期による「身体」の巨大化といえる）。ここに「身体」のネットワークと「エージェント」のネットワークを分けるべきことと、併せて両者が相互作用を及ぼしうる可能性が示唆される。

ところで「我々」が築いてきた「社会的身体」はいったいどこにその存在を確認できるのだろうか。

その一つは「世界」（物的世界）に求められる。始原的には誰かが「世界」にその「身体」の痕跡を遺し、その上に他の誰かが「世界」を生きる。誰かが設計したこの「パソコン」を使い、その規格にしたがい、私はいまこうして自らの考えを表現できている。

また一つの痕跡は「言語」に求められる。言語は「世界」に彩りを与えるのである。例えば「法律」。法律は、まさに許される「身体」／許されない「身体」を言語に遺したものである。あるいは成文化されずとも、「会議」という場が設定されると、見た目には何も変化ない部屋であっても、そこで話すべき話し方は規格化されたりする。言語は「身体」に場を与え、「『私』は…するために…しうる」と表現される「身体」をいくつも設定し、それを演じることをエージェントに求めるのである。（なお言語に遺される「身体」の痕跡は本来不安定なのだが、昨今ではインターネットを通して過剰にそれが遺される状況にある。）

結語

本研究で考える「学校に行く」という「身体」もまた、言語によって、また物的世界によって築き上げられてきた「社会的身体」の一つである。その「身体」は、その学校の固有性も含みながら、数多の「身体」の集合—「勉強する」「長時間椅子に座る」「先生の話聞く」「制服を着る」「掃除する」「友達と話す」「イベントに参加する」など—から成る（またそれら「身体」もその内に数多の「身体」を含む、そのようなフラクタルの構造を成している）。

「学校に行く」という「身体」は、これまで数多のエージェントによって担われたことで輪郭をより定かにし、安定した地位を保持してきた。しかし先述の通りエージェントがもつ固有の「身体」は、それに一致する必然性はない。つまりその「外部」に「身体」が存在しうるということである（病弱、発育不完全、怠学、不登校など）。輪郭を定かにすれば、同時に「外部」が生まれる。「社会的身体」の生成は常に「外部」の生成を伴うのである。そして現に「学校に行く」という「身体」にとって「外部」は存在し続けてきた。その「外部」の「身体」に目を向ければ、当該エージェントにとって「学校に行く」ことが適わないのは、そのエージェントの「身体」の全体性を保持しようとする中で、そのネットワークに「学校に行く」を配置することが困難または不可能だということを意味する。

いま「社会的身体」たる「学校に行く」にとって「外部」の「身体」は、ただ「外部」にあるだけでなく、「内部」に対してその改訂を迫っている。不登校（登校拒否）に限ってはこのせめぎ合いは1990年代に端を発し（表1参照）、「学校に行く」は、その安定性の保持のため、その都度、周縁部に再調整を施してきた。しかしいま改訂を迫られているのは、周縁部ではなく「中心」に位置する「身体」である。

もはやその所有者ではなくエージェントの一つでしかない「国家」にとって、「学校に行く」という「身体」において、その操作可能な範囲において、いま「国家」が為しうることは何か、それが問われている。

そこで適応指導教室の役割は検討に値する。次稿ではこの課題について考えたいと思う。

注

注1) ただし「制度の適切な選択は、個人や社会の行動の決定的要因とともに、正義を促進するうえで決定的に重要な位置を占める」（Sen, Amartya. 正義のアイデア. 池本光生訳. 明石書店. 2011. p. 8.）と述べられるように、制度の重要性は変わらず指摘されている。

注2) 「ハイデガーは、現存在が、気がついた時にはいつもすでに世界のうちに投げ出されてあるという「被投性」に受動的契機を、そしてにもかかわらずその世界内存在をおのれの存在として投げ企てるという「企投」に能動的契機を認め、内存在とはこれら両契機が同様の根源性をもって絡み合う「被投的企投」にほかならないと考える」(木田元, ハイデガー, 岩波書店, 2001, p.93.)。

注3) クーンの描く科学の歴史的展開は、「前科学→パラダイムの形成→通常科学→変則事例の出現→危機→科学革命→新パラダイムの形成→通常科学」という一連のサイクルを繰り返すというものである。パラダイムとは「一定の期間、研究者の共同体にモデルとなる問題や解放を提供する一般的に認められた科学的業績」のことを言う(野家啓一, パラダイムとは何か: クーンの科学史革命, 講談社, 2008, p.269 - 270.)。パラダイムは、権威ある教科書を通してその研究分野における正当な問題の立て方と解答の仕方を教えることにより、「型にはまった」研究、通常研究の取り組みを可能とする土俵を与える。通常研究期(科学の歴史のほとんど)では、パラダイムが設定した土俵の上で、事実を確定し、理論を洗練させていく。その仕事は「パズル解き」に類するもので、解答が存在し、そして明確なルールが用意されているのである。しかしパラダイムは常に安定的ではありえない。パラダイムが予測する結果からはずれた事実、「変則事例」が発見されるからである。変則事例はパラダイムにとって「問題」として認識される。ただしこの変則事例の発見によって即座にパラダイムは信頼を失ったり放棄されるわけではなく、たいていの場合、パラダイム自身の微調整によって「問題」は解決されるのである。しかし未解決の変則事例が蓄積されるにつれて、パラダイムに対する信頼は揺らぎ始める。それが「危機」と呼ばれる事態である。パラダイムが「危機」の状態に陥ると、変

則事例に解決を与えようとする革新的理論が複数現れ、競合する。そしてパラダイム候補の受容をめぐる戦いが繰り広げられるのだが、その後戦いは一定の収束を迎え「危機」が終結へ向かう。これが「パラダイム転換」あるいは「科学革命」と呼ばれる事態である。(Kuhn, T. S. 科学革命の構造, 中山茂訳, みすず書房, 1971年, 293p.)

引用文献

- 1) 不登校に関する調査研究協力者会議, “不登校児童生徒への支援に関する中間報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～”, 文部科学省, 2015-09-07. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1361484.htm, (参照 2017-11-30) .
- 2) 文部科学省初等中等教育局, 生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について, 文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 2017, 360p.
- 3) 文部科学省, “教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)”, 文部科学省, 2003. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/06042105/001/006/001.htm, (参照 2017-11-30) .
- 4) 加藤美帆, 不登校のポリティクス: 社会統制と国家・学校・家族, 勁草書房, 2012, p.37.
- 5) Sen, Amartya, 正義のアイデア, 池本光生訳, 明石書店, 2011, p.121.
- 6) 盛山和夫, リベラリズムとは何か: ロールズと正義の論理, 勁草書房, 2006, p.321.
- 7) Sen, 前掲書, p.334.
- 8) 同書, p.336.
- 9) 同書, p.336.
- 10) 桐村豪文, 因果関係を捉える図式の転換— 実在論的アプローチによる「教育の可能性」—, 京都大学大学院教育学研究科紀要, 2013, 59,

p.151-171.

- 11) Quine, W. V. O. 論理的観点から：論理と哲学をめぐる九章. 飯田隆訳. 勁草書房, 1992, p.61.
- 12) 野家啓一. 科学の解釈学. 増補版. 講談社, 2007, p. 269 - 270.
- 13) 同書. p.210.
- 14) 田中智志. 教育思想のフーコー：教育を支える関係性. 勁草書房, 2009, p.63.
- 15) Caldarelli, G. and Catanzaro, M. ネットワーク科学. 高口太朗, 増田直紀訳. 丸善出版, 2014, p.70.
- 16) 桐村豪文. “近年の教育改革を捉える枠組み”. 教育行政提要 (平成版). 高見茂, 服部憲児編. 協同出版, 2016, p.251-259.